

行政からの報告

国土交通省
大臣官房運輸安全監理官
三上 誠順

運輸安全マネジメント制度の現状について

○過去の運輸事業における重大事故の教訓から、各運輸事業者が経営トップのリーダーシップの下、会社全体が一体となった安全管理体制の構築や安全に関する取組について、PDCAサイクルを意識したスパイラルアップを図っていくことが重要。

○このため、陸・海・空の各事業法を改正し、平成18年10月に運輸安全マネジメント制度がスタート。

○これまでに約5700者（平成29年3月末時点）の運輸事業者に対して評価を実施し、運輸事業者の安全性向上に大きく寄与。

運輸安全マネジメント制度の内容

運輸事業者

- ◆ 各事業法に基づき、①安全統括管理者(役員以上)の選任、
②安全管理規程の作成等の義務付け
- ◆ 経営トップのリーダーシップの下、自主的な安全管理体制を構築・運営

<安全管理体制の主な内容>

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ① 安全方針の策定・周知 | ④ 事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用 |
| ② 安全重点施策の策定、見直し | ⑤ 教育・訓練の実施 |
| ③ コミュニケーションの確保 | ⑥ 内部監査の実施 等 (全14項目) |

評価
啓発

国土交通省

- ◆ 運輸安全マネジメント評価
本省・地方運輸局の評価チームが事業者に赴き、輸送の安全に関する取組状況を確認し、継続的改善に向けて評価を実施
- ◆ セミナー、シンポジウムの実施
全国各地で中小事業者を中心に普及・啓発を実施し、事業者の自主的な取組みを促進

運輸安全マネジメント制度に関する実績

運輸安全マネジメント評価対象事業者数：9,657者

○平成28年度運輸安全マネジメント評価実施状況

	鉄道			自動車				海事			航空	合計
	鉄軌道	索道	合計	バス	タクシー	トラック	合計	旅客船	貨物船	合計		
平成28年度評価実施事業者数	41者	18者	59者	619者	4者	17者	640者	130者	93者	223者	10者	932者
評価実施事業者数(延べ数) (平成18年度～ 平成28年度末時点)	574回	676回	1,250回	1,163回	132回	431回	1,726回	3,866回	1,017回	4,883回	180回	8,039回

○平成28年度運輸安全マネジメントセミナー実施状況

開催回数：382回

受講者数(延べ数)：20,626人(平成28年度末時点実績)

	本省	地方運輸局	合計
開催回数	300回	82回	382回
受講者数	3,031人	17,595人	20,626人

運輸安全マネジメント制度に関する実績

○認定セミナー(平成25年度～)

開催回数: 995回

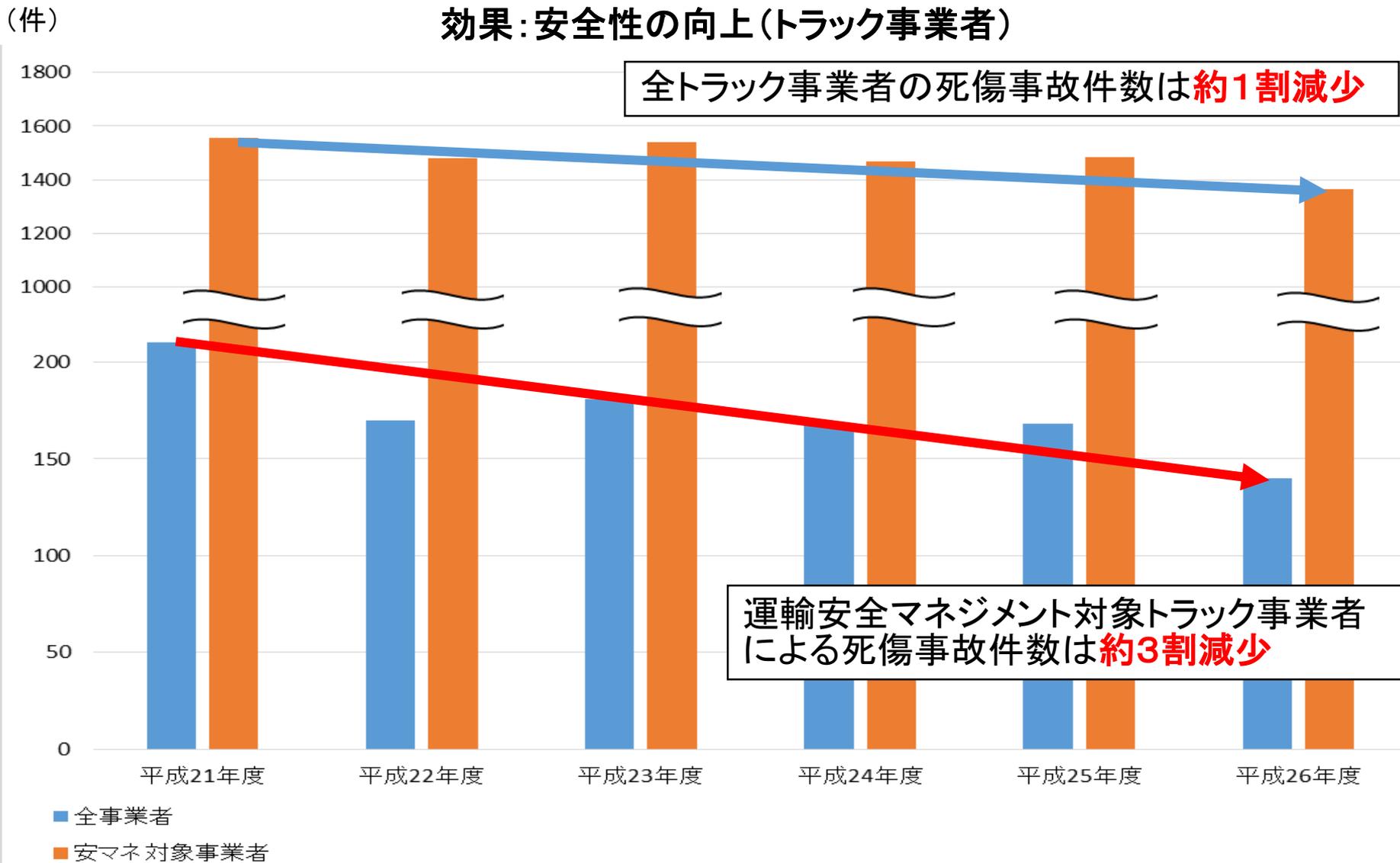
受講者数(延べ数): 30,376人(平成28年度末時点実績)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計
開催回数	113回	335回	271回	276回	995回
受講者数	6,308人	10,115人	6,874人	7,079人	30,376人

※認定セミナーとは……

民間機関等(リスクコンサルティング会社、協会等)が実施する運輸安全マネジメントセミナーで国土交通省が認定したもの

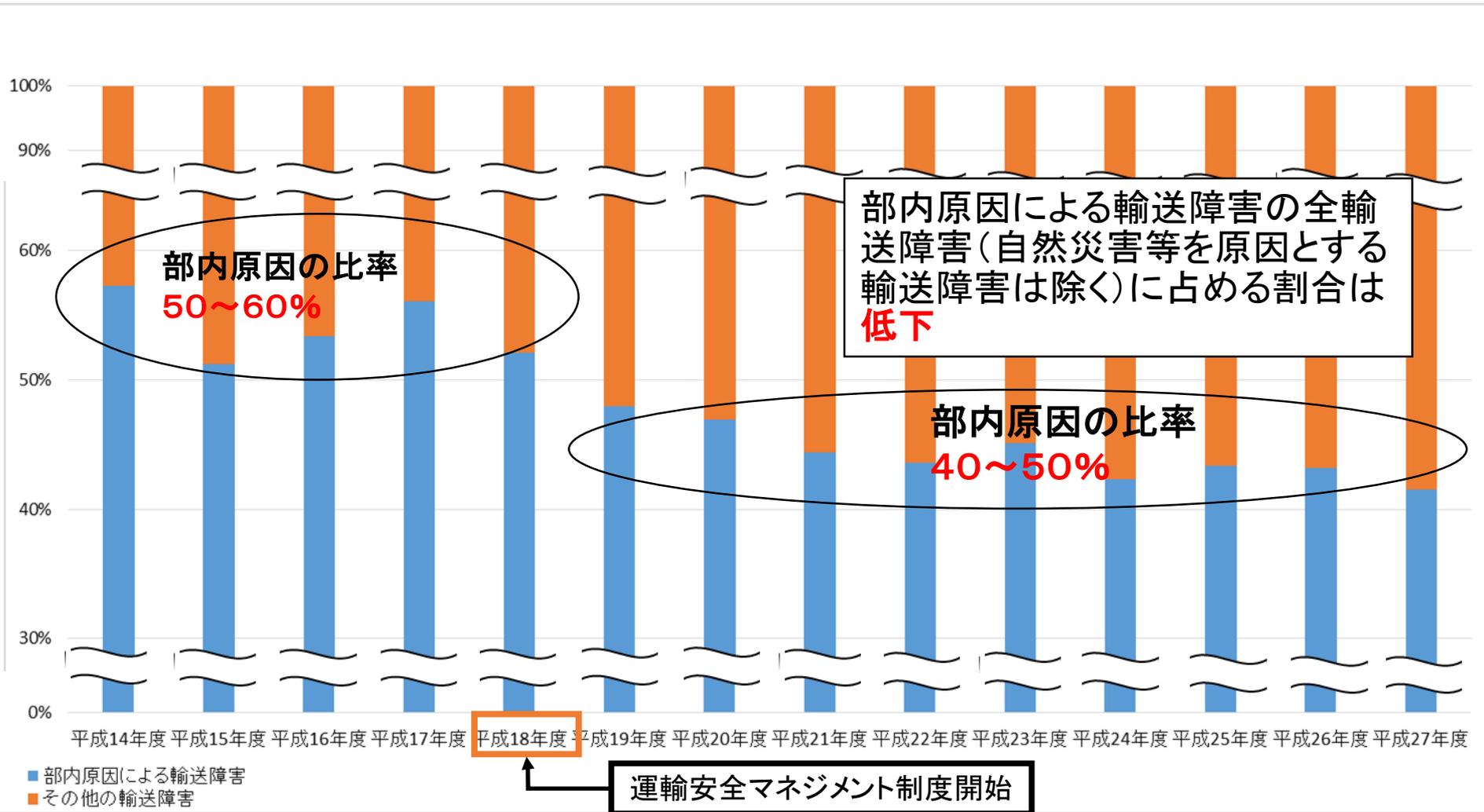
運輸安全マネジメント制度の効果



○運輸安全マネジメント制度対象トラック事業者: 保有車両数300両以上の事業者。

運輸安全マネジメント制度の効果

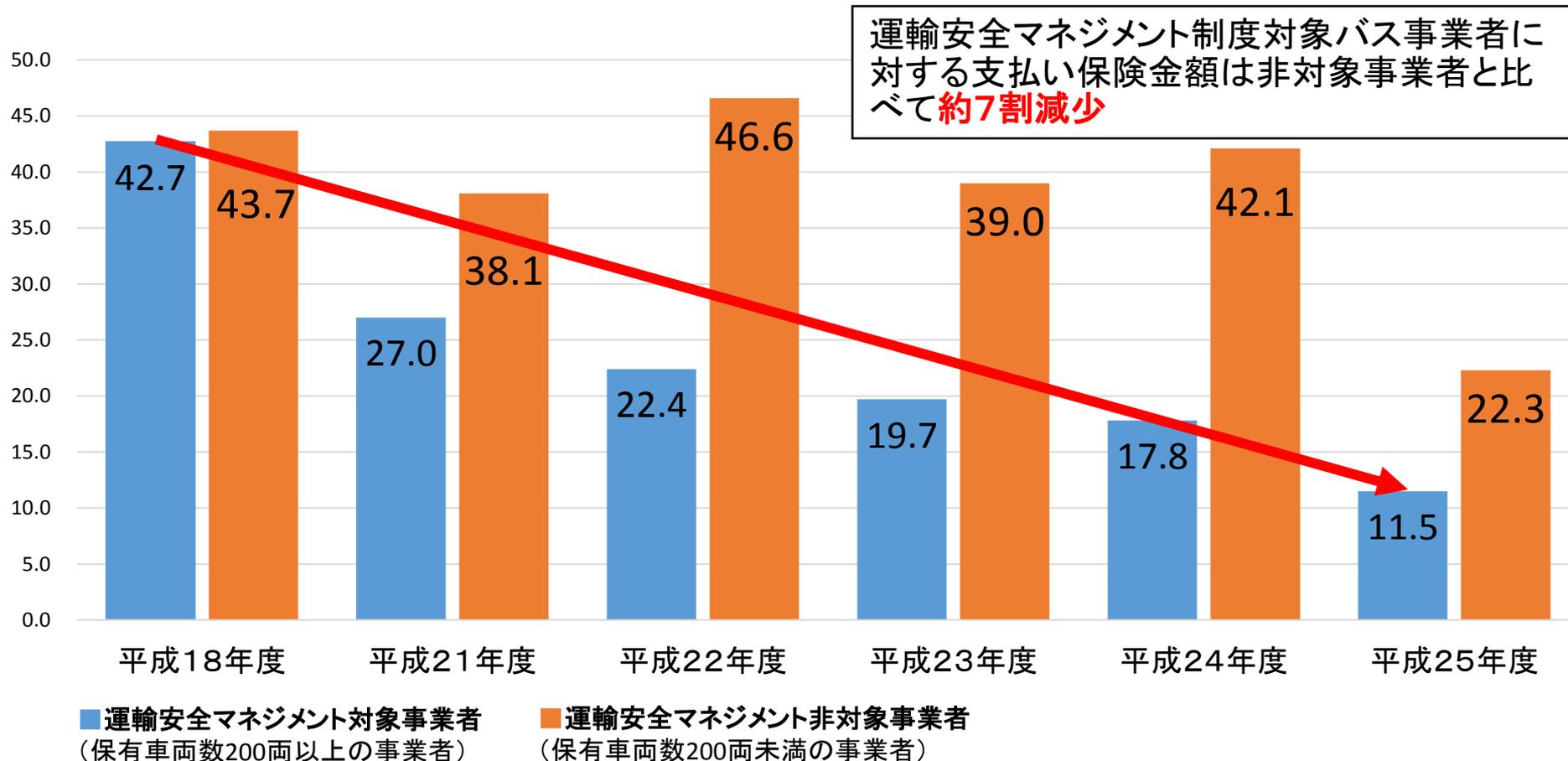
効果：部内原因による事故の減少(鉄道事業者)



○輸送障害とは列車の運転を休止したもの又は旅客列車にあっては30分(旅客列車以外にあっては1時間)以上遅延を生じた事象をいう。
○部内原因とは発生した輸送障害のうち主たる原因が、鉄道係員、車両、鉄道施設に起因するものをいう。
○鉄道局資料より作成。

運輸安全マネジメント制度の効果

効果：保険金支払額の減少(バス事業者)



○任意保険契約台数1000台あたりに換算した支払保険金額(対人傷害事故、対物事故及び自損事故)。

○保険会社の協力により、任意保険契約を締結している事業者の中から上記カテゴリ毎に無作為に20~40者程度抽出し、各年度における支払保険金を集計した。

(安全管理規程作成等が義務付けられていない事業者は、比較的規模の大きいものから抽出)

運輸安全マネジメント制度の今後のあり方について (運輸審議会答申)

運輸安全マネジメント制度の概要と課題

- ◆運輸安全マネジメント制度開始後10年が経過
- ◆この間運輸事業者における運輸安全マネジメント制度への理解は向上
- ◆基本的な安全管理のための組織体制・関連規定類の整備等の枠組みについて概ね構築されてきている

事故件数、事故原因から見ても一定の効果が現れてきている

- ◆運輸安全マネジメント制度は運輸事業の安全性の向上に有効であり、更なる展開を図ることが必要
- ◆近年の社会環境の変化等により、安全に関し考慮すべき事柄も顕在化していることから、これらを取り込んだ安全管理体制の構築を行うことが必要

軽井沢スキーバス事故

軽井沢スキーバス事故の概要



発生日：平成28年1月15日

・乗客乗員15名死亡、乗客
26名重軽傷

・死者10名以上のバス事故
は31年ぶり

事業者：(株)イーエスピー
〈今回判明した主な違反〉
始業点呼の未実施、運行指
示書の記載不備、運転者の
健康診断の未受診、運賃の
下限割れ等

道路運送法改正の概要

① 事業許可の更新制の導入

- 貸切バス事業者が安全に事業を遂行する能力を有するかどうか5年ごとにチェック

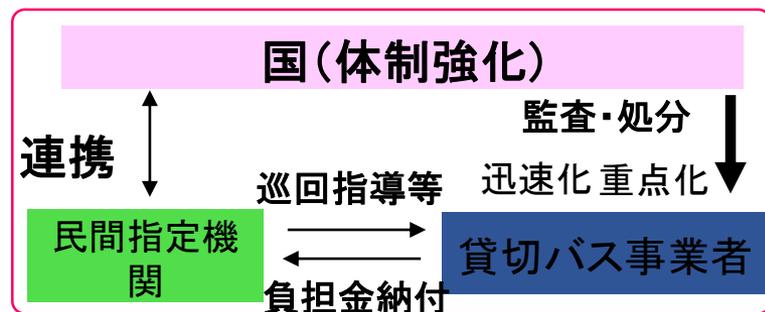
② 不適格者の安易な再参入・処分逃れの阻止

- 事業の許可について、
 - ・ 欠格期間の延長（現行：2年⇒改正後：5年）
- 運行管理者（※）の資格者証の交付について、
 - ・ 欠格期間の延長（現行：2年⇒改正後：5年）
- 休廃業を30日前の事前届出へ（現行：事後届出制）

③ 監査機能の補完・自主的改善の促進

- 貸切バス事業者に対して民間指定機関による巡回指導等を行うため、当該機関による貸切バス事業者からの負担金徴収の制度を創設

④ 罰則の強化



【目標・効果】

貸切バス事業者が原因となる事故について、乗客の死亡事故をゼロとすることを目指すとともに、乗客の負傷事故を10年以内に半減することを目指す。

◆自動車輸送分野における取組の一層の展開の必要性、未だ取組の途上にある事業者への対応と取組の深化を促進する必要性、効果的な評価実施のための国の体制強化の必要性等の課題について、運輸審議会において審議。

I 自動車輸送分野における措置

貸切バス事業者の安全性向上のための重点的な措置

- 平成28年12月の道路運送法の一部改正の趣旨を踏まえ、以下の措置を重点的に実施



- ①貸切バス事業者への運輸安全マネジメント評価を重点的に実施し、今後5年間で全ての貸切バス事業者の安全管理体制を確認
- ②前回の更新以降に行政処分を受けた貸切バス事業者が事業許可の更新を行う場合、認定事業者による運輸安全マネジメント評価を受けることを更新の要件とする

自動車輸送分野における取組を促進するための方策

① 各種**インセンティブの付与**（Gマーク制度との連携、損害保険会社との連携強化等）により、努力義務事業者の運輸安全マネジメント制度への自発的参加を促進

② **トラック事業、タクシー事業の適用範囲を拡大**

： **300両以上保有する事業者** → **200両以上保有する事業者**

※なお、努力義務事業者であっても、第一当事者事故等を惹起し、行政処分を受けた事業者に対しては、既に運輸安全マネジメント評価を実施

「運輸安全マネジメント制度の今後のあり方について」の対応

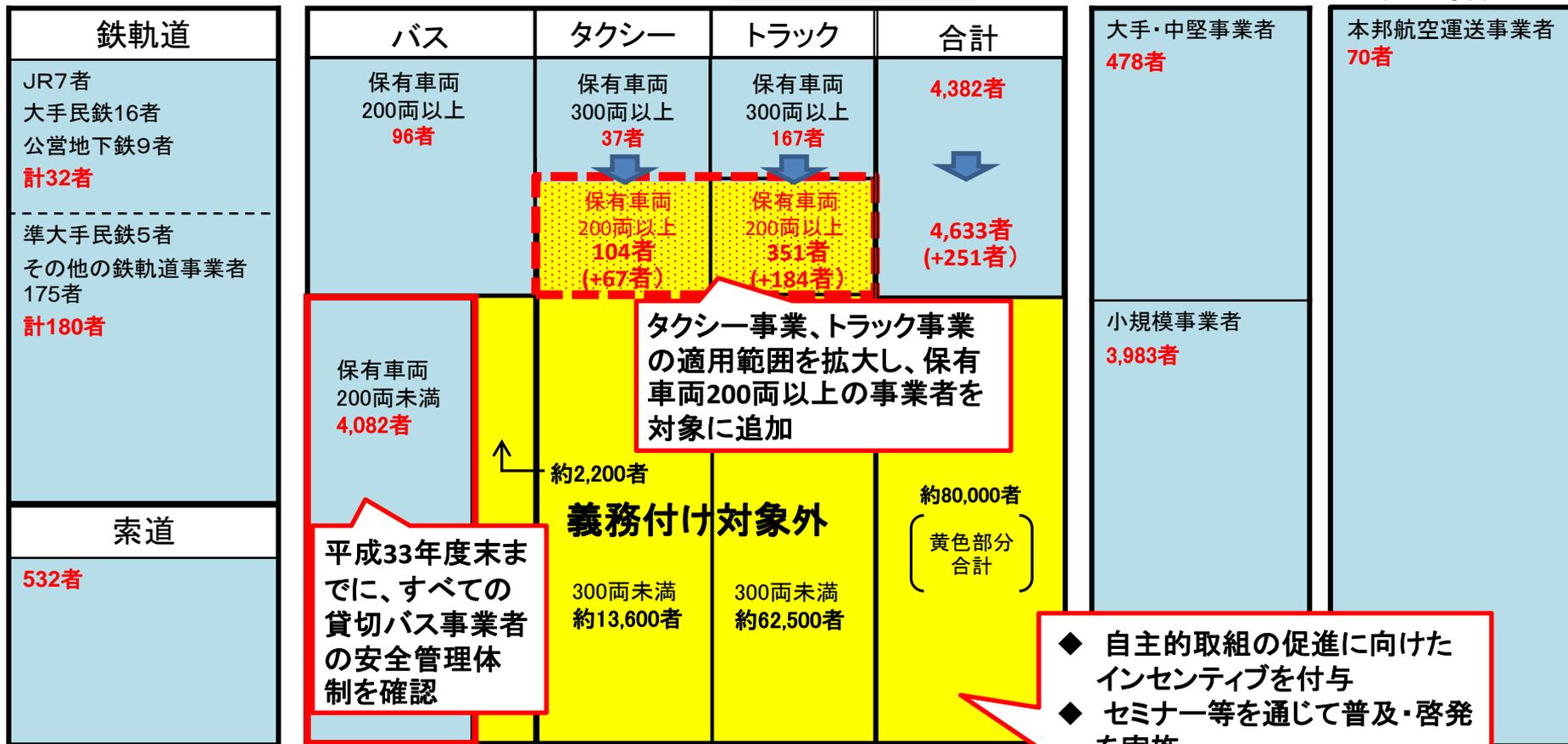
鉄道モード (744者)

自動車モード (4,382者)

各モード合計 (9,657者)

海運モード (4,461者)

航空モード (70者)



(事業者数は平成28年4月1日時点)

Ⅱ 全ての分野に共通する措置

運輸事業者の取組の深化を促進する方策

- ① 職員の高齢化やテロ・感染症等の新たなリスク等**事業環境や社会環境の変化**について経営トップの認識と対応を促進
- ② 安全統括管理者とのコミュニケーション強化のため**安全統括管理者会議の創設、オンラインによる相談・助言**を実施
- ③ グループ、系列事業者一体となった自発的な取組等を促進する**インセンティブ強化**（表彰制度の創設等）
- ④ **親会社やグループ会社、民間リスクマネジメント会社の活用等**中小規模事業者の取組を容易にする方策を促進

➤ これまで10年の運輸安全マネジメント評価を通じ、安全管理体制の構築・改善に関する多くの取組を確認してきており、今般、取組事例集として取りまとめを実施。

(http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/unyuanzen_torikumi.html)

安全統括管理者への支援

安全統括管理者会議(安統管フォーラム)

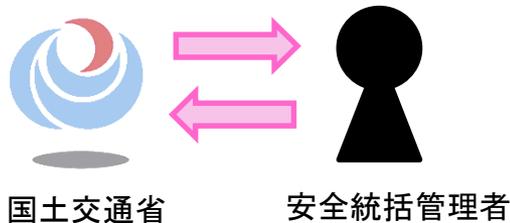
- 安全管理の向上のためには、行政と安全統括管理者及び安全統括管理者間の連携を日ごろから密に図っていくことが重要。
- これらの連携を深めるためのプラットフォームとして「**安全統括管理者会議(安統管フォーラム)**」を創設。



行政と安全統括
管理者の連携



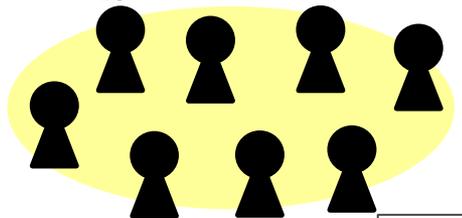
■安全統括管理者ヒアリング



■ITを活用したオンライン相談



■全国単位・地方ブロックごとの安全統括管理者ネットワーク



効果的な運輸安全マネジメント評価のための国の体制の強化

- ① 評価職員の分析力・提案力向上のため、**人材育成方策の強化**や**民間リスクマネジメント会社等との連携**を推進。
- ② 10年間の**評価事例を類型化**したデータベースを作成

情報通信技術の運輸安全マネジメント分野への活用

今後、**ビッグデータ解析**、**IoTやAIの技術進歩**を視野に入れ、情報通信技術を活用したより効率的・効果的な安全管理体制の構築方策を検討

日々進化技術の運輸安全マネジメント分野への活用策

車の自動走行など運輸分野への情報通信技術の導入は、今後、目に見える形で進展。IoTの進展も見込まれ、膨大なデジタルデータ(ビッグデータ)を処理することにより、高度な安全管理体制を構築・運営

集計・可視化

予測・マイニング

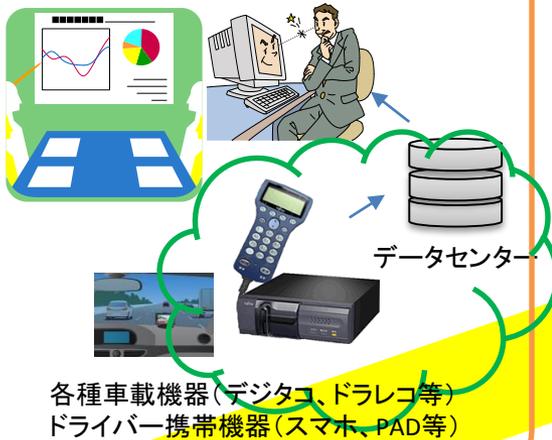
知的処理最適化

《現在》 最適な運行管理のため、移動体からのデータを集約し、可視化

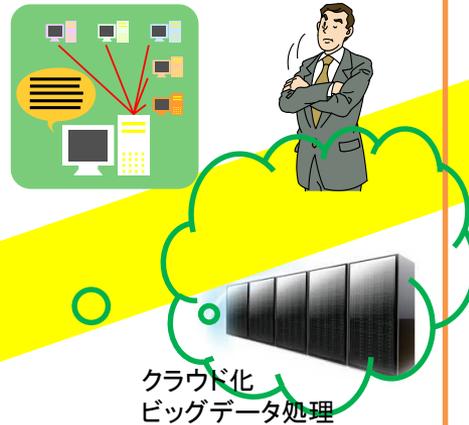
《次世代》 安全管理のため、各種データを統合して、ビッグデータ処理

《将来》 最適な安全管理のため、ビッグデータをAIで処理

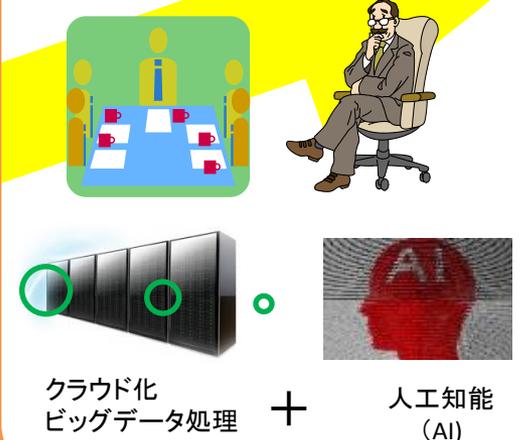
【運行管理システム】



【安全マネジメント支援システム】



【安全マネジメントシステム】



～ 2020年

2020年 ～ 2030年

2030年 ～

デジタルハードウェアの進化、IoTの広がりと共に並行して、コンピュータによる機械学習からディープラーニング等の進展によりAIが飛躍的に発展